

- ・(財)伊方原子力広報センターは、広く県民に対し原子力及びその平和利用に関する知識の普及啓発を行うことにより、これらに対する認識を深め、原子力の平和利用の円滑な推進に寄与することを目的に、昭和58年に設立された。
- ・当法人は、原子力発電に対する広報施設として県が整備した伊方原子力広報センターを無償で借り受け、その管理運営を行うと共に、県民の原子力に関する理解促進と知識の普及啓発のための広報事業等を行っている。
- ・近年、エネルギーの安定供給、地球温暖化などの環境問題などにより原子力発電に対する理解促進は重要となっており、県、地元町、電力会社が連携して、その普及啓発に努める必要があることなどから、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・常務理事1名、事務局3名の常勤役職員4名で運営(17年度までは、事務局長及び臨時職員2名であったが、18年度からは、士気の向上及び業務の継続性等の観点から、臨時職員のうち1名をプロパー職員に登用したところ)しており、事業規模・内容等から必要最小限で業務を行っている。
- ・役員数は、12名で、常務理事1名を除き、全て非常勤。理事長には、伊方町長が就任しており、理事には、県、伊方町、四国電力(株)から就任している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、行政や電力会社と連携し、当法人の自主事業、県、伊方町からの受託事業により、県民一般に対し広く原子力発電等の広報事業の実施及び原子力発電に関する広報施設である伊方原子力広報センターの管理運営を行っている。
- ・事業の財源は、県、伊方町からの委託料、四国電力からの寄付金及び基本財産の運用収入であり、収入に見合った事業を行っていることから、経営状況は借金もなく黒字が続き、財政調整積立金預金を積み立てるなど経営は安定している。なお、実施計画において、18年度以降、当期正味財産が減少しているが、18年度から雇用したプロパー職員の給与に積立金を取り崩して充当するもので、積立金の残高から見ても経営状況を大幅に悪化させるものではない。
- ・広報事業については事業の成果が見えにくいものではあるが、原子力等に関する普及啓発と理解促進が当法人の目的であり、アンケートの実施などにより可能な限り成果の把握を行い、その結果を踏まえて事業手法や内容の見直し等を行い、より効率的で効果的な広報事業の実施に努めていただきたい。
また、広報センターについては、開設当初は1万人程度の利用者があったが、老朽化・陳腐化等により3千人程度に減少し、6、7年度に全面改修を行ったものの、近年は利用者数が2千人程度と低迷していることから、展示施設である広報センターとしての役割を果たすためにも、原子力及びその平和利用に関するグローバルな科学技術の動向や地域の関心が深い分野などに留意し、常にわかりやすい展示に努め、利用者の増加及び理解の促進を図っていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は12名、うち1名は常勤、他は全て非常勤で無報酬。職員数は3名(事務局長:伊方町派遣1名、プロパー職員1名、臨時職員1名)で業務を行っている。
- ・給与は、常勤の役員も含め、伊方町の給与に準じている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与は、原子力発電に係る知識の普及啓発等の原子力広報事業に係る委託のみである。(県所有の伊方原子力広報センターの管理運営については、建物、展示物を合わせて、県の行政財産として、財団に使用許可しており、経費は当法人が負担している。)
- ・県の委託料の財源は、原子力広報事業のための国からの交付金で広報事業に限定されているが、実施計画にもあるとおり、県民ニーズに即したより効率的・効果的な原子力広報事業を展開するため、県、町との役割分担や事業内容の見直しを行い、成果の向上に努めていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県からの職員派遣は行っていない。
- ・役員には、常務理事に県職員OBが1名、非常勤役員に、原子力安全対策推進監ほか2名の県職員の計4名が就任しているが、原子力に関する県民理解促進のためには、県、伊方町、四国電力が役割を分担して、連携して広報事業を行うことが、効率的・効果的であるため、県関与の必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当法人のホームページで、寄附行為、役員名簿、事業報告書、事業計画書、財務関係資料等を公開するとともに、平成18年度からは、情報公開制度も導入しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・広報事業について、成果の把握を行い、その結果を踏まえて事業手法や内容の見直し等を行い、より効率的で効果的な広報事業の実施に努めること。
- ・展示施設である広報センターとしての役割を果たすため、原子力及びその平和利用に関するグローバルな科学技術の動向や、地域の関心が深い分野などに留意し、常にわかりやすい展示に努め、利用者の増加及び理解の促進を図ること。

【所管課】

- ・原子力に関する理解等の促進に向け、当法人、町との役割分担を明確にするとともに、十分な連携を図り、県民ニーズに即したより効率的・効果的な原子力広報事業を行うこと。